

○佐久穂町公民館分館活動事業補助金交付要綱

佐久穂町公民館分館活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域が住民のために行う自主的な社会教育活動の推進を図るため、佐久穂町公民館分館（以下「分館」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久穂町補助金等交付規則（平成17年3月20日規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 この告示において補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象事業者」という。)は、分館の代表者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次に掲げる基準によって算出した額とする。

- (1) 均等割額 分館の区域内における交付金交付に係る年度の4月1日現在の世帯数(以下「対象世帯数」という。)に応じた次の区分の額

区分	補助金の額
9世帯以下	16,200円
10世帯以上	40,500円

- (2) 世帯数割額 対象世帯数に100円を乗じて得た額
- (3) 分館報割額 分館が発刊した分館報の発行回数に1,000円を乗じて得た額
- (4) 人権同和教育事業割額 人権同和教育事業において分館の区域内における人員が出席した回数に1,500円を乗じて得た額
- (5) 事業数割額 予算額から均等割額、世帯数割額、分館報割額、人権同和教育事業割額の総額を減じた額を総事業数で除した額に対象事業数を乗じて得た額

(補助対象事業)

第4条 事業数割額における補助金交付の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、分館の長又は主事が主体となって行う事業で、次の事項に該当するものとする。

- (1) 分館が行う各種学習活動
- (2) 分館が行う各種体育活動

- (3) 分館が行う地域を伝承する行事
- (4) 分館が行う各種レクリエーション大会
- (5) 分館が行う各種交流活動
(補助対象外事業)

第5条 前条に規定する事業について、次の各号に掲げるものは補助対象事業とならない。

- (1) 施設、環境整備に関する事業
- (2) その他町及び団体から直接に補助を受けている事業
(交付申請)

第6条 補助対象事業者は、補助金を受けようとするときは、町長の定める期日までに佐久穂町公民館分館活動事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を精査し佐久穂町公民館分館活動事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象事業者に通知するものとする。
(変更交付申請)

第7条 前条に規定する交付決定を受けた補助対象事業者は、事業の内容等を変更しようとするときは、佐久穂町公民館分館活動事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、佐久穂町公民館分館活動事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により補助対象事業者に通知するものとする。
(実績報告)

第8条 補助対象事業者は、町長の定める期日までに佐久穂町公民館分館活動事業補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。
(確定通知)

第9条 町長は、補助事業の完了の報告を受けたときは、佐久穂町公民館分館活動事業補助金確定通知書（様式第6号）により、補助対象事業者に通知するものとする。
(交付請求)

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、佐久穂町公民館分館活動事業補助金精算払請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

- 2 補助対象事業者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条第3号の規定による補助金の概算払を請求する場合には、佐久穂町公民館分館活動事業補助金概算払請求書（様式第8号）